

住宅改修について

目次

- ・住宅改修とは
- ・理由書の書き方について
- ・事例検討
- ・理由書チェックポイント
- ・Q&A
- ・まとめ

住宅改修とは

要介護・要支援認定を受けている被保険者が心身や住宅の状況等から住宅改修が必要になった場合、対象要件を満たした住宅改修にかかる費用の7割から9割を助成するもの。

- 介護保険法：第45条（居宅介護住宅改修費の支給） ・第57条（介護予防住宅改修費の支給）

対象要件

本人の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用したり、必要以上に広い範囲を支給対象として申請したりすることのないよう、適切な金額・工法で、効果的な改修となる十分に検討してください。また、**単に老朽化したことを理由に改修する場合や本人の趣味嗜好等を目的とした改修は認められません。**

- 要介護認定を受けており、認定有効期間内である。
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している住宅である。
- 介護保険施設または医療機関を退所・退院している。
- 改修内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されている。

対象要件

改修内容が介護保険制度の給付対象であり、**事前申請の書類に
その必要性について記載されている。**

お願い

- ・住宅改修が必要な理由を具体的にお願いします！

※福祉用具購入についても同様です！

P1

〈基本情報〉

利用者	被保険者 番号	宇城 太郎	年齢	79歳	生年月日	大正 昭和 昭和20年8月1日生
	被保険者 氏名	宇城 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護	
				1 2	経過の 1 2 3 4 5	
住所	熊本県宇城市松橋町大野25番地					

作成者	現地確認日	令和6年12月10日	作成日	令和6年12月11日
	所属事業所			
	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)			
	氏名	松橋 松太郎		
	連絡先	0664—32—1406		

保 険 者	確認日	年 月 日	評 価 欄	
	氏名			

〈総合的状况〉

利用者の身体状況	心不全、糖尿病、脳梗塞による左不全マヒ、認知症	福祉用具の利用状況と		
		住宅改修後の想定	改修前	改修後
介護状況	妻と二人暮らし デイサービス利用中	●車いす	☐	☐
		●特殊寝台	☐	☐
住宅改修により、 利用者等は日常生活を どう変えたいか	階段に手すりがなく2階への行き来が安全にできるようにしたい。 トイレに手すりを付け、転倒や排泄の失敗を防ぎたい。	●床ずれ防止用具	☐	☐
		●体位変換器	☐	☐
		●手すり	☐	☐
		●スロープ	☐	☐
		●歩行器	☐	☐
		●歩行補助つえ	☐	☐
		●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐
		●移動用リフト	☐	☐
		●腰掛便座	☐	☐
		●特殊尿器	☐	☐
		●入浴補助用具	☐	☐
		●簡易浴槽	☐	☐
●その他	☐	☐		
・	☐	☐		
・	☐	☐		

良くない例

住宅改修が必要な理由書

P1

〈P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。〉

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている) を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他()	・便座から立ち上がりにくい。 ・衣服の着脱にふらつくことがある。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け () () ☐ 段差の解消
入浴	☐ 浴槽までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴槽出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 浴槽内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	() () ☐ 引き戸等への扉の取替え () ()
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 便器の取替え () () ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ()
その他の活動	階段昇降	階段に手すりがなく昇降時危険である。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	() () ☐ その他 () () ()

何が良くないのか...

10分程度検討

良い例

住宅改修が必要な理由書

P1

〈P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。〉

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている) を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他()	② ・便座から立上りにくくペーパーホルダーに手をついてしまう。衣服の着脱にふらつく時は周囲の壁に寄り掛かっている。 ・介助のために夫がトイレに入るのはできるだけ避けたいと思っている。 ・夫としては安全に動作できているか不安で物音など気を付けている。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け () () ☐ 段差の解消 () ()
入浴	☐ 浴槽までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴槽出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 浴槽内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 引き戸等への扉の取替え () () ()
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 便器の取替え () () ☐ 滑り防止等のための床材の変更 () ()
その他の活動	階段昇降	① ・2階に寝室があるため毎日階段昇降するが手すりがなく、ふらつく時に壁に手をついても滑ったり転倒しそうになる。 ・洗濯物干しをするときは夫も付き添い声掛けや見守りをしている。 ・昇降時のふらつきは日によって違い、本人は不安を感じている。最近では夫も負担を感じている。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	① ・手すりにつかまることで動作が安定し不安が解消できる。 ・不安なく動作できるようになれば階段昇降への負担感が軽減され、筋力低下が防げる。 ・階段昇降に付き添う家族の心理的負担が減り、とっさに手すりを使って本人を支えることもできる。

良い例

住宅改修が必要な理由書

P1

〈基本情報〉

利用者	被保険者 番号	宇城 太郎	年齢	79歳	生年月日	大正 昭和 昭和20年8月1日生
	被保険者 氏名	宇城 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護	
				1 ・ 2	経過的 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	
	住所	熊本県宇城市松崎町大野25番地				

作成者	現地確認日	平成 36 年 12 月 10 日	作成日	平成 36 年 12 月 11 日
	所属事業所			
	資格 (作成者が介護支援 専門員でないとき)			
	氏名	松橋 松太郎		
	連絡先	0664-32-1406		

保 険 者	確 認 日	年 月 日	評 価 欄
	氏 名		

〈鐵合的狀況〉

[illegible]

なぜ理由書を詳しく書かないといけないのか

介護保険では、「**住宅改修が必要な理由書**」に基づいて住宅改修工事が行われる。

したがって、

①利用者の心身の状況にあった工事であるか

（手すりを段差のの両側につける場合、両側に手すりがないと体を支えられないという心身の状況なのか等）

②日常生活上の必要な工事であるか（**庭との段差の解消を図る場合、趣味のガーデニングをすることが日常生活に欠かせないものなのか等**）

なぜ理由書を詳しく書かないといけないのか

- 住宅改修費の支給は**公費**によるものです。
- 住宅改修費の支給は**介護保険料と税金**を財源とした給付です。
- 制度を熟知し、利用者が不利益を被ることのないようにしてください。

住宅改修が必要な理由書の作成チェックポイント

住宅改修が必要な理由書チェックポイント①

利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握されているか

- **利用者の身体状況**
 - ・身体障害（肢体・視覚・聴覚・欠損）の有無、程度
 - ・疾病（急性・慢性・進行性）の有無
 - ・健康状態（日常生活への影響の有無、程度、入院の有無）
 - ・日常生活動作の自立度合
- **住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか。**
- 利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、どのように継続していきたいのかを、医師、リハビリ等の専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述されているか

住宅改修が必要な理由書チェックポイント②

改善が必要な生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかが記述されているか。

具体的な困難な状況（・・・なので・・・困っている）

- 困難な状況を**具体的**に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながらない。
- 利用者本人の心身状況や動作
- 居住環境の現状

住宅改修が必要な理由書チェックポイント③

住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのか記述されているか

改修目的・期待効果

住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果が明確にされているか。

- ・できなかったことをできるようにする
- ・転倒等の防止、安全の確保
- ・動作の容易性の確保
- ・利用者の精神的負担や不安の軽減
- ・その他

何がどうなることで安定するかを具体的にご記入お願いします。

～良くない例～

- ・手すりを付けることで安定する。
- ・段差を解消することで不安がなくなる。

担当が悩む事例

- トイレの手すり=L字なのか

縦手すりと横手すりの用途の違いは、一般的に「縦＝立ち座り」、「横＝座位保持」

しかし立ち上がりだけ必要であれば、縦手すりしか認められないというものでもない。

担当が悩む事例

支えなく座位保持はできるが、日頃の習慣等から立ち上がるための動きとして横手すりを使用するというような場合もあります。

L字型の手すりが必要であれば、その**必要性について理由書の中で説明することがケアマネジャー（福祉住環境コーディネータ等を含む）には求められます。**

検討事例①

【階段への手すりの取付け】

79歳 女性

要支援 1

病歴：腰椎圧迫骨折 胸骨圧迫骨折手術歴あり

【改修理由】

2階にベランダがあり洗濯を干すために階段を上がるが、支持物がなく這ってあがり、壁をつたって降りておりバランスを崩し転倒する危険性がある。

事例検討①

- 【審査結果】

対象者が2階に行くために、安全に階段昇降ができるようにするための改修である。

しかし、2階に行く目的が主に洗濯干しのため、2階にしか洗濯を干すスペースがないのか、どうしても階段を上り下りしないといけないのか再度検討をお願いすることがある。

検討事例②

【玄関上がり框の段差解消】

- 8 5 歳
- 女性
- 上腕骨折で入院しており、1週間前に自宅退院。訪問リハビリを利用中。
- 退院後1週間程度。病院受診時は車イスを使用。玄関外にはスロープを貸与し車イスで行き来している。室内は壁伝いに歩行しているがふらつきが強い。階段昇降はまだ行えていない。

【改修理由】

玄関外の段差の改善のためスロープにし両側に手すりを付けることで安全に歩行できる。

事例検討②

【審査結果】

現在階段昇降が行えない状況であり、現段階で改修を行うことが効果的な利用になるか疑義あり。

まずは、リハビリにて階段昇降が可能な状態になることが優先であるとし、時期については再検討を依頼することがある。

住宅改修Q & A

Q 1【庭の手入れの為の手すり】

庭の手入れをする為に手すりを設置する工事は、保険給付の対象となるか。

A 1 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれませんが、**本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、保険給付の対象外です。**

住宅改修Q & A

Q 2

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A 2 介護保険の住宅改修は、介護保険証に記載されている住所地の住宅のみが対象となります。

住宅改修Q & A

Q 3

申請の際に添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

A3 工事費内訳書において、材料費・施工費等を適切に区分することとしているのは、**便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするため**です。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。

受領委任払について

介護保険の認定を受けている利用者のうち、次に掲げる要件を満たす利用者が受領委任払いを選択できます。

介護保険料（徴収する権利が消滅した介護保険料を含む）の滞納がないこと。

介護保険証に給付の制限や支払い方法変更の記載がないこと。

介護保険施設に入所中又は医療機関に入院中でないこと。

受領委任払いについて、宇城市介護保険受領委任払事業者の同意が得られていること。

おわりに...

住宅改修の目的は日常生活動作の自立、または継続だと考えています。

「日常生活動作」とは、外出、入浴、食事、洗濯、排泄などに関する移動や介助といった**必要最低限**の生活動作のことです。介護保険の住宅改修は、それらを容易にするためという目的でなければなりません。

住宅改修は、被保険者のみなさまからの大切な**保険料や税金で運営**していますので、適正な理由と方法で住宅改修を行っていただきますようお願いします。